

豊中市営住宅入居者用駐車場管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市営住宅条例（昭和36年豊中市条例第20号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和36年豊中市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市営住宅の共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用者の資格)

第2条 駐車場を使用することができる者は、次の各号に掲げる条件を具備するものでなければならない。

- (1) 駐車場が設置されている市営住宅の入居者若しくは同居者又は条例第26条の規定による使用許可を受けた社会福祉法人等（市営住宅を現に使用する者を含む。以下入居者若しくは同居者と合わせて「入居者等」という。）であること。
- (2) 入居者等が自ら使用するため、又は入居者等を介護する者（以下「介護者」という。）に使用させるため、駐車場を必要としていること。
- (3) 家賃、駐車場の使用料又は条例第28条第1項に規定する使用料の滞納がないこと。
- (4) 条例第17条の2第1項又は第22条第1項の規定による市営住宅の明渡請求を受けていないこと。

2 車いす常用障害者向け住宅の入居者等の使用に適するように設計された駐車場を使用することができる者は、前項各号に掲げる条件のほか、車いす常用障害者向け住宅の入居者等でなければならない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に定める条件のほか、駐車場の使用者の資格を別に定めることができる。

(駐車場の一時使用)

第2条の2 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる条件に該当すると認められる者は、市長が必要と認める期間に限り、当該各号に定める駐車場を一時的に使用することができる。

- (1) 条例第6条の3第3項に規定する条件を具備すると認められる者に準ずるもの コミュニティ住宅に設置された駐車場
- (2) 条例第6条の4第2項に規定する条件を具備すると認められる者に準ずるもの 従前居住者用住宅に設置された駐車場

(使用の申込み)

第3条 駐車場を使用しようとする者は、入居者（前条の条件に該当し、駐車場を一時的に使用しようとする者（以下「一時使用者」という。）を含む。以下同じ。）を申込者とし、次の各号に掲げる書類を添付して、駐車場使用申込書（様式1-1、様式1-2、様式2）を市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者等（一時使用者を含む。以下同じ。）又は介護者の自動車運転免許証の写し
- (2) 保管しようとする自動車の自動車検査証の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（使用者の決定等）

第4条 市長は、前条の申込書を受理し、審査の上適当と認めたときは、駐車場の使用を承認し、使用者として決定する。

2 市長は、前項の使用者として決定した者に対し、駐車場使用承認書を交付する。

3 市長は、第1項の承認に駐車場の使用期限その他の条件を付することができる。

（一時使用期間の延長）

第4条の2 市長は、前条第1項の決定を受けた一時使用者が一時使用期間満了後も当該駐車場の一時使用を希望する旨申込みをした場合は、特別の事情があると認められるときに限り、一時使用期間を延長することができる。

2 前項の申込みは、駐車場一時使用期間延長申込書（様式1－3）により行う。

（複数区画の使用）

第4条の3 市長は、入居者等が複数区画の使用を希望する場合は、当該住宅の駐車場の使用率等を鑑み、空き区画に余裕があると認められるときに限り、駐車場の使用を承認し、使用者として決定することができる。

2 前3条の規定は、前項の規定において準用する。

3 複数区画を使用する入居者等は、別の入居者等（第4条第1項の決定を受けた者を除く。）が当該駐車場の使用を希望したときは、今後使用する1台分の区画を除く複数区画を明け渡さなければならない。

（補欠者の登録等）

第5条 市長は、駐車場の空き区画がないにもかかわらず、入居者等（一時使用者を除く。以下本条において同じ。）が当該駐車場の使用を希望する場合は、その者に補欠登録の申込みをさせ、同人を補欠者として登録することができる。この場合における使用順位は、申込みの順に決めるものとする。

2 前項の補欠登録の申込みは、入居者（一時使用者を除く。）を申込者とし、駐車場補欠登録申込書（様式3）により行う。

3 市長は、第1項後段の規定にかかわらず、車いす常用障害者向け住宅の入居者等を優先して、補欠者の使用順位を決めることができる。

4 市長は、前3項の規定により補欠者を登録したときは、当該申込者に対し、使用順位を通知する。

5 市長は、補欠登録のある駐車場に空き区画が発生したときは、使用順位に従って、補欠者に対し通知する。

6 補欠者は、前項の通知を受けたとき、第3条の申込手続きを行うものとする。

(駐車場の新規設置等に伴う使用予定者の決定等)

第6条 市長は、駐車場を新たに設置するときは、当該駐車場の使用希望者を募集するものとする。

2 前項の希望者は、第3条の申込手続きを行うものとする。

3 市長は、前項の申込者数が募集区画数を超える場合は、抽選その他の公正な方法により使用予定者を決定するものとする。この場合、補欠者を登録することができるものとし、使用順位の決定は、使用予定者の決定方法と同様とする。

4 市長は、前項の規定にかかわらず、車いす常用障害者向け住宅の入居者等を優先して、使用予定者に決定することができる。

5 第3項若しくは前項の規定により使用予定者となった者は、第3条の申込手続きを行うものとする。

6 第3項の規定により登録された補欠者について、前条第4項から第6項を準用する。

(保管自動車の条件)

第7条 駐車場に保管することができる自動車は、次の各号に掲げる条件を具備するものでなければならない。

(1) 自動車検査証の使用者欄の名義が入居者等又は介護者であること。

(2) 別表の保管自動車の規格を満たしていること。

(3) その他市長が特に必要と認めるもの。

2 自動車検査証の用途欄は、乗用でなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 自動車検査証の自家用・事業用の別欄は、自家用でなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

4 第4条第2項の駐車場使用承認書に記載する区画に保管できる自動車は、同承認書に記載する自動車のみとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第8条 駐車場の使用料は、1月につき10,000円とする。ただし、軽自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車をいう。）用の駐車場の使用料にあつては、1月につき8,000円とする。

(使用料の減免等)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の使用料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

(使用料の納入)

第10条 条例第14条の規定は、駐車場の使用料について準用する。

(登録事項の変更)

第11条 使用者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、入居者を届出者とし、

その事実を証明する書類を添付して、登録事項変更届出書（様式４）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

- （１）自動車登録番号を変更したとき。
- （２）自動車検査証の使用者欄の名義を変更しようとするとき。
- （３）その他自動車検査証の記載事項に変更が生じたとき
- （４）その他承認事項に変更が生じたとき

（駐車場の返還）

第１２条 使用者が駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の５日前までに、入居者を届出者とし、駐車場返還届（様式５）を市長に提出しなければならない。

２ 使用者は、残置物なく駐車場を返還しなければならない。

（禁止事項）

第１３条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （１）駐車場を自動車の保管目的以外に使用すること。
- （２）駐車場を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡すること。
- （３）駐車場の原状を変更し、又はこれに工作物等を設置すること。
- （４）駐車場に危険物その他の自動車の保管に支障となる物を持ち込むこと。
- （５）市営住宅又は駐車場で悪臭又は騒音等により住居環境を害する行為をすること。
- （６）他の自動車の駐車を妨げる行為及び駐車場の管理上支障となる行為をすること。
- （７）駐車場で洗車や自動車の整備をすること。

（明渡請求）

第１４条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の明渡しを請求することができる。

- （１）使用者が不正な行為により使用の決定を受けたとき
- （２）使用者が駐車場の使用料を３月以上滞納したとき
- （３）使用者が第２条第１項に規定する使用者の資格を失ったとき
- （４）使用者が前条各号に掲げる行為をしたとき
- （５）使用者が運行不能な自動車を１５日以上継続して駐車させているとき
- （６）使用者が１５日以上届け出なく駐車場を使用しなかったとき
- （７）使用者がこの要綱の規定に違反したとき
- （８）市長が駐車場を廃止するとき
- （９）使用者が第１３条第１項の手続き後も自動車や私物等を残置しているとき
- （１０）前各号に掲げるもののほか、市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき

２ 条例第２２条第２項の規定は、前項の規定による駐車場の明渡しについて準用する。

３ 市長は、本条に基づく明渡請求後、公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）第１５条の趣旨を鑑み、必要な措置を講ずるものとする。

（自動車保管場所使用承諾証明）

第15条 市長は、使用者（一時使用者を除く。以下本条において同じ。）から自動車保管場所使用承諾証明書発行の申込みがあった場合は、これを発行するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- （1）使用者が家賃又は駐車場の使用料を滞納しているとき。
- （2）自動車保管場所使用承諾証明書が不正に使用されるおそれがあるとき。
- （3）前条第1項各号（第2号を除く。）の規定に該当するとき

2 前項の申込みは、入居者（一時使用者を除く。）を申込者とし、自動車保管場所使用承諾証明申込書（様式6）により行う。

（駐車場使用証明）

第15条の2 市長は、使用者から駐車場使用証明書発行の申込みがあったときは、これを発行するものとする。ただし、前条第1項各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

2 前項の申込みは、入居者を申込者とし、駐車場使用証明申込書（様式7）により行う。

（賠償）

第16条 使用者が故意又は過失によって駐車場又はその付属施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は自己の費用でこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の原因により駐車場又はその付属施設が滅失等したとき、市長は、駐車場で生じた損害に対しその責任を負わない。

（委任）

第17条 前各条に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年4月1日一部改正）

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月31日全部改正）

1 この要綱は、平成9年10月20日から適用する。

2 平成9年10月20日において、現に市長の許可を受けて市営住宅の駐車場を使用している者は、この要綱による改正後の要綱第6条の規定により決定された使用者とみなす。

附 則（平成11年3月26日一部改正）

1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

2 平成11年4月分から平成13年3月分までの岡町北改良住宅及び蛭池北改良住宅の駐車場の使用料については、この要綱の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める額とする。

- （1）平成11年4月分から平成12年3月分までの駐車場の使用料 1月につき5,000円

(2) 平成12年4月分から平成13年3月分までの駐車場の使用料 1月につき6,000円

- 3 前項の規定は、平成11年4月分の駐車場使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年4月1日一部改正）

この要綱は、平成13年4月1日から適用する

附 則（平成17年4月1日一部改正）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の豊中市営住宅入居者用駐車場管理要綱（以下「改正後の要綱」という。）第9条の規定は、平成18年4月分から平成19年3月分までの市営岡町北住宅及び市営蛸池北住宅の駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、同年4月分から平成20年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と読み替えて適用する。
- 3 改正後の要綱第9条の規定は、平成17年4月分から平成18年3月分までの駐車場（前項に規定する市営住宅の駐車場を除く。以下この項及び次項において同じ。）の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「8,000円」と、「8,000円」とあるのは「6,000円」と、同年4月分から平成19年3月分までの駐車場の使用料については同条中「10,000円」とあるのは「9,000円」と、「8,000円」とあるのは「7,000円」と読み替えて適用する。
- 4 前項の規定は、平成17年4月分の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月1日一部改正）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。
- 2 附則（平成17年4月1日一部改正）第2項の規定は、平成18年4月分の市営岡町北住宅及び市営蛸池北住宅の駐車場の使用料から適用し、同年3月分までの市営岡町北住宅及び市営蛸池北住宅の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成18年7月1日一部改正）

- 1 この要綱は、平成18年7月1日から実施する。

附 則（平成18年8月1日一部改正）

- 1 この要綱は、平成18年8月1日から実施する。

附 則（平成18年10月1日一部改正）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

附 則（令和3年11月10日一部改正）

- 1 この要綱は、令和3年11月10日から施行する。
- 2 施行日において、現に市長の承認を受けている使用者の自動車は、第7条第2号の規格を満たしているものとみなす。
- 3 前項の施行日前にした手続きその他の行為は、施行後の要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（令和4年1月1日一部改正）

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月30日一部改正）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 前項の施行日前にした手続きその他の行為は、施行後の要綱の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（令和6年4月1日一部改正）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日一部改正）

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

住宅名	駐車場の種別	保管自動車の条件				備考
		長さ	幅	高さ	車両重量	
西谷	平面駐車場	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
刀根山	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
新千里南	平面駐車場	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
熊野南	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
新千里南第2	平面駐車場	490cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
北条	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
北条西	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
宮山	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
小曾根	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
熊野	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
上津島	平面駐車場	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
二葉	平面駐車場	470cm以下	170cm以下	200cm以下	規定なし	
三国	平面駐車場 (普通区画)	500cm以下	190cm以下	210cm以下	規定なし	
	平面駐車場 (小型区画)	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	駐車場番号5、6、22～27、40～44、60～64
島江西	平面駐車場	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
原田	平面駐車場	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
向丘	平面駐車場	490cm以下	190cm以下	210cm以下	規定なし	
宝山	平面駐車場	490cm以下	190cm以下	210cm以下	規定なし	
島江	平面駐車場	490cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
大黒	平面駐車場	490cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
岡町北	平面駐車場	490cm以下	180cm以下	230cm以下	規定なし	
螢池北	平面駐車場	490cm以下	180cm以下	230cm以下	規定なし	
服部西	平面駐車場	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
服部寿	平面駐車場	480cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
二葉第2	平面駐車場	500cm以下	190cm以下	210cm以下	規定なし	
野田第2	平面駐車場	500cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
	立体駐車場 (上段)	500cm以下	180cm以下	210cm以下	2,000kg以下	
	立体駐車場 (中段・下段)	500cm以下	180cm以下	155cm以下	2,000kg以下	
借上第17	平面駐車場	490cm以下	180cm以下	210cm以下	規定なし	
二葉第3	平面駐車場	490cm以下	190cm以下	210cm以下	規定なし	

駐車場使用申込書

(あて先)豊中市長

年 月 日

下記のとおり、市営住宅入居者用駐車場を使用したいので、承認されるよう申込みします。

なお、使用にあたっては、豊中市営住宅入居者用駐車場管理要綱その他関係法令を遵守し、違反した場合は、使用承認取消し等いかなる処分を受けても異議を申し立てません。

住 宅 名	市営	住宅	棟	号
入居者氏名 (名義人)				
	電話番号	—	—	

所有自動車の有無 (申込日現在)	あり ・ なし(取得予定)				
	【注】「なし」に○印をした方は、使用承認日から1ヶ月以内に自動車を取得し、かつ車検証の写しを提出してください。提出できなかった場合は、使用承認を取り消します。				
使用する自動車	所有者氏名	< 入居者(同居者)・非入居者 > 続柄()			
	使用者氏名	< 入居者(同居者)・非入居者 > 続柄()			
	【注】 上記「所有者」(ローン・リースの場合は「使用者」)が入居者又は同居者でない場合は、使用承認日から1ヶ月以内に、自動車の名義を入居者又は同居者に名義変更し、変更後の自動車検査証の写しを提出してください。提出できなかった場合は、使用承認を取り消します。				
	自動車登録番号 ※		自動車の種別	自家用・事業用の別	車名
	車台番号	長さ	幅	高さ	総排気量
		cm	cm	cm	ℓ
	※ 新車購入の場合は、「自動車登録番号」欄の記入は不要です。 【注】 裏面の規格にあてはまらない自動車の場合は、原則承認しません。				
駐車場使用料 支払方法		納付書			
		口座振替 (※家賃を口座振替している場合、同一口座から駐車場使用料が引落されます。)			

■添付書類

▶申込者全員の方

①自動車検査証の写し (現在自動車を所有していない方は不要)

②運転される方(入居者又は同居者)の運転免許証の写し

▶現在使用中の自動車検査証の自動車使用者欄が入居者でない方は上記①②以外に

③自動車保管場所使用承諾証明申込書

▶自動車取得予定の方(「なし(取得予定)」の方)は上記①②以外に

④自動車の大きさの分かるもの(パンフレット等)の写し(中古自動車の車検証の写し)

⑤自動車注文書(購入契約書)の写し

駐車場一時使用申込書

(あて先)豊中市長

年 月 日

下記のとおり、市営住宅入居者用駐車場を一時的に使用したいので、承認されるよう申込みします。
なお、使用にあたっては、豊中市営住宅入居者用駐車場管理要綱その他関係法令を遵守し、違反した場合は、一時使用承認取消し等いかなる処分を受けても異議を申し立てません。

住 所	
氏 名	電話番号 — —

使用する 自動車	所有者氏名	続柄()				
	使用者氏名	続柄()				
	自動車登録番号		自動車の種別	自家用・事業用の別	車名	型 式
	車 台 番 号	長さ	幅	高さ	総排気量	燃料の種類
		cm	cm	cm	ℓ	
	注1 裏面の規格にあてはまらない自動車の場合は、原則承認しません。 注2 駐車場使用料の納付は、納付書のみとなります。(口座振替はできません)					
一時使用をする理由						
一時使用期間	年 月 日 まで					

■添付書類
▶申込者全員の方
①自動車検査証の写し
②運転される方の運転免許証の写し

一時使用
期間延長

(様式1-3)

駐車場一時使用期間延長申込書

(あて先) 豊中市長

年 月 日

下記のとおり、駐車場一時使用期間を延長したいので、承認されるよう申込みします。

住 所	
氏 名	電話番号 — —
駐車場番号	番

延長する 理 由	
一時使用期間 (延長後)	年 月 日 まで

駐車場使用申込書(介護用)

(あて先)豊中市長

年 月 日

介護のために市営住宅入居者用駐車場を使用したいので、承認されるよう申込みします。

住 宅 名	市営					住宅	棟	号
	入居者氏名 (名義人)							
電話番号 — —								

運 転 者	氏 名	入居者との続柄・関係()					
	住所・電話番号	(— —)					

使用する 自動車	自 動 車 登 録 番 号		自動車 の種別	自家用・ 事業用の別	車名	型 式
	車 台 番 号	長さ	幅	高さ	総排気量	燃料の種類
			cm	cm	cm	ℓ

注 意 事 項	① 裏面の規格に該当しない自動車の使用は許可しません。 ② 使用承諾証明書の発行はしません。					
---------	---	--	--	--	--	--

入居者等の介護のために市営住宅入居者用駐車場を使用するにあたり、下記の事項を誓約します。

☐ 1. 使用目的は介護用であるので、常用その他介護以外の目的で使用させません。

☐ 2. 介護対象の者が退去した場合、駐車場を速やかに返還します。

☐ 3. 承認された車両のみを駐車させます。

☐ 4. この誓約その他各種関係法令に違反した場合は、使用承認の取消しその他いかなる処分を受けても異議を申し立てません。

(※ 誓約文をよく読み、□にチェックをしてください。)

■添付書類

▶申込者全員の方

①入居者等に介護が必要であることがわかる書類

介護保険被保険者証、認定結果通知書、障害者手帳の写し、その他市長が認める書類

②自動車検査証の写し

③運転者の運転免許証の写し

④使用する自動車の本拠地がわかる書類

車庫証明書(自宅)、もしくは現在使用している駐車場の契約書(賃貸)

駐車場補欠登録申込書

(あて先) 豊中市長

年 月 日

下記のとおり、市営住宅入居者用駐車場の補欠登録をしたいので、承認されるよう申込みします。

住 宅 名	市営	住宅	棟	号
入居者氏名 (名義人)				
	電話番号 — —			

所有自動車 の有無 (申込日現在)	あり ・ なし(取得予定)				
	【注】「なし」に○印をした方は、使用承認日から1ヶ月以内に自動車を取得し、かつ車検証の写しを提出してください。提出できなかった場合は、使用承認を取り消します。				
使用する 自動車	所有者氏名	< 入居者(同居者)・非入居者 > 続柄()			
	使用者氏名	< 入居者(同居者)・非入居者 > 続柄()			
	【注】 上記「所有者」(ローン・リースの場合は「使用者」)が入居者又は同居者でない場合は、使用承認日から1ヶ月以内に、自動車の名義を入居者又は同居者に名義変更し、変更後の自動車検査証の写しを提出してください。提出できなかった場合は、使用承認を取り消します。				
	自動車登録番号 ※		自動車の種別	自家用・事業用の別	車名
	車台番号	長さ	幅	高さ	総排気量
		cm	cm	cm	ℓ
	※ 新車購入の場合は、「自動車登録番号」欄の記入は不要です。 【注】 裏面の規格にあてはまらない自動車の場合は、原則承認しません。				

- 添付書類
- ▶申込者全員の方
- ①自動車検査証の写し (現在自動車を所有していない方は不要)
- ②運転される方(入居者又は同居者)の運転免許証の写し
- ▶自動車取得予定の方(「なし(取得予定)」の方)は上記①②以外に
- ③自動車の大きさの分かるもの(パンフレット等)の写し

登録事項変更届出書

(あて先) 豊中市長

下記のとおり、自動車の年 月 日

ア. 登録番号	<table><tr><td>住 宅 名</td><td>市営</td><td>住宅</td><td>棟</td><td>号</td></tr><tr><td>入居者氏名 (名義人)</td><td colspan="4">電話番号 — —</td></tr><tr><td>駐車場番号</td><td colspan="4">番</td></tr></table>	住 宅 名	市営	住宅	棟	号	入居者氏名 (名義人)	電話番号 — —				駐車場番号	番			
住 宅 名		市営	住宅	棟	号											
入居者氏名 (名義人)		電話番号 — —														
駐車場番号		番														
イ. 所有者名義																
ウ. 使用者名義																
エ. その他																

の変更をしたので届け出ます。

ア. 登録番号	旧	
	新	
イ. 所有者名義	旧	続柄()
	新	続柄()
ウ. 使用者名義	旧	続柄()
	新	続柄()
エ. その他	アからウ以外で、自動車検査証記載事項の変更箇所があれば記入のこと	

注 意 事 項	使用者名義を変更する場合は、新名義人は、駐車場の使用者資格を満たす者に限ります。
---------	--

返 還

(様式5)

駐 車 場 返 還 届

(あて先)豊中市長

年 月 日

下記のとおり、駐車を返還します。

住 宅 名	市営	住宅	棟	号
入居者氏名 (名義人)	電話番号 ー ー			
駐車場番号	番			

返 還 日	年	月	日
-------	---	---	---

豊中市営住宅入居者用駐車場

自動車保管場所使用承諾証明申込書

(あて先) 豊中市長

下記のとおり、自動車の

年

月

日

ア. 入替え	住 宅 名 市営 住宅 棟 号
イ. 名義変更	
ウ. 新規取得	

入居者氏名
(名義人)

電話番号

—

—

駐車場番号

番

を

する

ので

、

自動車保管場所使用承諾証明書を交付されるよう申込みします。

使用者氏名	続柄()
-------	-------

使用する 自動車	自動車登録番号 (※)		自動車の種別	自家用・事業用の別	車名	型 式
	車 台 番 号	長さ	幅	高さ	総排気量	燃料の種類
		cm	cm	cm	ℓ	
	※ 新車購入の場合は、「自動車登録番号」欄の記入は不要です。					

注 意 事 項	① 裏面の規格にあてはまらない自動車の場合、証明書を交付できない場合があります。 ② 証明書の交付は、申込書を提出された日の翌日(休・祝日を除く)以降になります。 ③ 新車購入の場合は、承認日から1ヶ月以内に自動車検査証の写しを提出していただきます。 ④ 使用者氏名が入居者又は同居者以外(介護者含む。)の場合は、証明書は発行できません。
---------	---

■添付書類

▶自動車の入替え・新規取得の方

①自動車注文書 (中古自動車のときはその車検証)の写し

②自動車の大きさの分かるもの(パンフレット等)の写し(中古自動車のときはその車検証)

▶自動車の入替えの方は、上記①②以外に

③代替車両引取り引渡してん末書及び誓約書(警察署長あて同誓約書の写しでも可)

▶自動車の名義変更の方

①自動車検査証

駐車場使用証明申込書

(あて先) 豊中市長

年 月 日

下記の目的で駐車場使用
証明書が必要ですので、
交付されるよう申込みし
ます。

住 宅 名	市営	住宅	棟	号
入居者氏名 (名義人)	電話番号 — —			
駐車場番号	番			

使用目的